

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業実施要領

1. 目的

医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び保険薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための補助金を交付し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2. 事業実施主体

以下（1）～（3）の全ての条件を満たす有床診療所、無床診療所（医科・歯科）又は保険薬局（以下「対象施設」という。）を開設する法人又は個人とする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されていること
- （2）令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること
- （3）本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している施設ではないこと

3. 本事業の内容

知事が対象施設の開設者に対して、大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱に定める額を交付する。

4. 留意事項

（1）歯科技工所への対応について

補助金の交付を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

（2）補助金の返還について

知事は、補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下の①又は②に定める事項に該当する場合、交付を行った補助金全額の返還を求める。

- ① 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合（ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない）
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合

5. その他

本事業の実施にあたり、本要領に定めのない事項については、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度2月補正予算に係る大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金から適用する。